平成２２年（フ）第５４９０号
東京都江東区亀戸４丁目13―14―201
破産者　越川　勝浩
1　決定年月日　平成22年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５５３９号
東京都墨田区立川１丁目４番４号
破産者　有限会社スタックス
1　決定年月日　平成22年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５６１５号
東京都八王子市打越町334―５、住民票上の住所東京都目黒区五本木３丁目27―９―303
破産者　高岡　祥郎
1　決定年月日　平成22年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５７５２号
神奈川県大和市下鶴間4183番地
破産者　有限会社長田商店
1　決定年月日　平成22年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５７５３号
神奈川県相模原市相南３丁目26―３―101、住民票上の住所神奈川県相模原市東林間４丁目20―23
破産者　長田　剛志
1　決定年月日　平成22年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５８６５号
東京都荒川区荒川２丁目32―11―201
破産者　菱沼　史佳
1　決定年月日　平成22年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５８７５号
茨城県牛久市奥原町2101番地
破産者　冨山建設株式会社
1　決定年月日　平成22年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５８７７号
茨城県牛久市奥原町2101
破産者　冨山　光子
1　決定年月日　平成22年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５９８１号
埼玉県所沢市緑町２丁目14番１号
破産者　株式会社イデア
1　決定年月日　平成22年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５９８３号
東京都東村山市青葉町２丁目18―８
破産者　丹治　陽子
1　決定年月日　平成22年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６００６号
東京都品川区南大井２丁目12番10号
破産者　株式会社ポエマ・ミュージック・ステーション
1　決定年月日　平成22年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６００９号
東京都渋谷区神宮前３丁目35番19号　バティマン・イケダ２Ｆ
破産者　株式会社ディスカバリー・メディア
1　決定年月日　平成22年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６０２４号
兵庫県川西市滝山町11番６号
破産者　有限会社ヤマズミレーシング
1　決定年月日　平成22年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６０２５号
島根県出雲市塩冶神前６―４―25―301、開始決定時の住所兵庫県洲本市本町６―２―23―202
破産者　山住　　正
1　決定年月日　平成22年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６０３８号
東京都品川区西五反田１丁目27番６
破産者　株式会社ジャパン・インコム
1　決定年月日　平成22年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６０３９号
長崎県長崎市上野町６―27―301
破産者　平野　　剛
1　決定年月日　平成22年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６０５７号
東京都大田区北馬込１丁目２―８
破産者　菊池　　剛
1　決定年月日　平成22年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６０９７号
神奈川県川崎市宮前区鷺沼３丁目16番地15　クレッセントたまプラーザⅡ303
破産者　有限会社丸徳たじま
1　決定年月日　平成22年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６０９９号
東京都大田区下丸子２丁目30番７―304号
破産者　有限会社柴田工業
1　決定年月日　平成22年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６１５２号
埼玉県川口市柳崎５丁目10番30―307号
破産者　株式会社クロスアイカンパニー
1　決定年月日　平成22年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６１５３号
埼玉県川口市大字東内野56―68
破産者　榮　　秀治
1　決定年月日　平成22年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６１７３号
東京都新宿区西五軒町１番１号
破産者　株式会社丸山製版
1　決定年月日　平成22年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部